

平成22年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

「香川県が出資等を行っている第三セクター等における  
財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について」

香川県包括外部監査人

公認会計士 大西 均

# 目 次

## 第1章 総論

第1節 外部監査の概要	1
Ⅰ 外部監査の種類	1
Ⅱ 選定した特定の事件	1
Ⅲ 事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
Ⅳ 外部監査の方法	1
Ⅴ 外部監査の実施期間及び対象	3
Ⅵ 外部監査人・補助者と資格	3
Ⅶ 利害関係	3
第2節 外郭団体の概要	4
Ⅰ 外郭団体一覧	4
Ⅱ 外郭団体へのアンケート分析（外郭団体33法人の合計）	5
（1）出資総額と県出資額	5
（2）財政力	5
（3）人的側面	6
（4）事業内容	7
（5）採算性	8
（6）公益法人制度改革への取り組み	8
第3節 監査対象	9
（1）選定の考え方	9
（2）監査対象法人	9
（3）監査対象外法人	11
第4節 監査結果及び意見のまとめ	12
（1）共通事項	12
1）運営面におけるガバナンス（理事会、監事）	12
1 理事の人選と役割	12
2 役員報酬及び退職金	13
3 監事の役割	13
2）人件費関係	14
1 県退職者の退職金	14
2 プロパー職員の退職金	14
3 派遣職員の取り扱い	15
3）資金運用指針の必要性	16
4）外郭団体の事業連携等の検討	16

1	事業連携等	16
2	解散・清算のあり方	17
(2)	個別事項	18
	指摘及び意見の一覧表	

## 第1章 総論

### 第1節 外部監査の概要

#### I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び2項に基づく包括外部監査

#### II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「香川県が出資等を行っている第三セクター等における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について」

#### III 事件（監査のテーマ）を選定した理由

香川県における出資比率25%以上の法人及び地方公社は、行財政改革の推進の過程で、第三セクター等の解散を含めた統廃合等の見直しが行われ、さらには指定管理者制度の導入に伴い外郭団体が指定管理者となっている場合がある。

しかしながら、平成21年度の包括外部監査における「業務委託契約に係る事務の執行について」で指摘または意見を申し上げたように、事務管理が必ずしも十分とはいえない側面を残している団体もある。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行により、第三セクター等の抜本改革を進めるに際して、県出資法人の経営状況の把握は急務といえる。さらに、県職員の派遣と人件費負担の関係の見直しも喫緊の課題でもある。

したがって、香川県が出資等を行っている第三セクター等に対して、人的側面として、香川県職員の派遣、県を退職し再就職した者（以下、県退職者という。）を含む職員の状況、人件費水準の適否等を検証するとともに、物・サービス面として、事業の採算性、効率性及び必要性、指定管理者制度導入の効果、公益法人改革への対応等を検証し、さらに、財政的側面として、基金運用のあり方、補助金や委託料と事業内容の効果、自主財源確保の努力、県からの借入金や債務保証・損失補償の有無等を検証し、総合的に香川県が出資等を行っている第三セクター等の財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について、検証する必要があるものと判断した。

（注1）出資等・・・出資、出捐又は損失補償等の財政援助

（注2）第三セクター等・・・第三セクター（県が出資又は出捐している法人、損失補償等の財政援助を行っている法人、その他県がその法人の経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人）及び地方公社

#### IV 外部監査の方法

##### （1）監査の要点

監査の主眼点は、香川県が出資等を行っている第三セクター等の①自立性、②公益性、③効率性、④採算性、⑤必要性とし、監査の要点としては、以下の事項

を重視した。

1) 人的側面

- ①法人形態とガバナンス（組織、諸規程、県派遣職員や県退職者の役割）
- ②効率性（人数、人件費と事業規模、適正規模の検討）
- ③事務局の自立性の程度
- ④県派遣職員と人件費負担のあり方の見直し状況
- ⑤退職金への備え

2) 財政的側面

- ①出資金額、出資比率の妥当性
- ②基本財産、特定資産の運用対象と運用効率、及び必要性
- ③借入金・債務保証・損失補償（県の負担となるリスクの程度）
- ④法人の財源（負担金補助金、委託料、自主事業等）

3) 事業遂行的側面

- ①事業の採算性
- ②県の補助事業
- ③県の委託事業
- ④自主事業
- ⑤指定管理者導入効果
- ⑥民営化等の検討

4) 公益法人改革への対応

(2) 主な監査手続

- 1) アンケート
- 2) ヒアリング
- 3) 現地確認
- 4) 関連書類の閲覧・照合
- 5) 関係法規・条例との整合性チェック
- 6) 関連証憑のサンプル検証
- 7) 現物との照合
- 8) 数量分析
- 9) その他必要に応じた監査手続

## V 外部監査の実施期間及び対象

### (1) 外部監査の実施期間

平成22年4月1日から平成23年2月22日

### (2) 外部監査の対象

平成21年度における第三セクター等における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理を対象とし、必要に応じて平成20年度以前及び平成22年度の現状を対象としている。

なお、本年度の監査においては、第三セクター等の中でも、外郭団体（県の出資割合が4分の1以上であり、県の出資割合が出資者中、最も大きい法人）を対象とした。

## VI 外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 大西 均（公認会計士）

補助者 岩村浩二（公認会計士）

増田信雄（公認会計士）

米田守宏（税理士）

折原麻衣子（税理士）

## VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2節 外郭団体の概要

### I 外郭団体一覧

(平成21年4月1日現在)

外 郭 団 体 名	県出資額(千円)	県出資比率(%)
(財) 吉野川水源地域対策基金	202,050	28.1
(財) 置県百年記念香川県芸術文化振興財団	990,000	100.0
(財) イサム・ノグチ日本財団	200,000	28.0
(財) 明治百年記念香川県青少年基金	590,000	97.0
(財) 香川県国際交流協会	950,000	89.5
(財) かがわ水と緑の財団	10,000	100.0
(財) 香川県環境保全公社	129,050	65.5
(財) 香川県民間社会福祉施設振興財団	400,000	100.0
(財) かがわ健康福祉機構	428,000	97.2
(財) 香川県ボランティア基金	250,000	78.4
(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	520,000	99.9
(財) 香川県身体障害者協会	50,000	79.7
(財) 香川いのちのリレー財団	59,430	63.0
(財) 香川県生活衛生営業指導センター	1,500	30.0
(財) 香川県食鳥衛生検査センター	10,000	100.0
(財) かがわ産業支援財団	3,398,223	68.1
(財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	263,000	100.0
(財) 高松観光コンベンション・ビューロー	150,000	27.6
(財) 香川県農業振興公社	1,566,000	62.7
(財) 香川県水産振興基金	1,204,000	79.2
(財) 香川県建設技術センター	20,500	64.1
(財) 香川県下水道公社	340,000	89.5
(財) 香川県暴力追放運動推進センター	503,360	76.0
高松空港ビル(株)	466,667	31.1
瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	32,000	32.0
(社) 香川県青果物生産出荷安定基金協会	185,989	35.1
(社福) 香川県社会福祉事業団	16,000	100.0
(社福) かがわ総合リハビリテーション事業団	10,000	100.0
香川県信用保証協会	4,017,707	30.3
香川県漁業信用基金協会	351,350	31.6
香川県土地開発公社	50,000	100.0
香川県道路公社	1,568,782	100.0
香川県住宅供給公社	10,000	100.0
合計 33 団体	18,943,607	

## Ⅱ 外郭団体へのアンケート分析（外郭団体33法人の合計）

外郭団体33法人へアンケート調査を実施した。平成21年度におけるその集計結果を以下に要約する。

### （1）出資総額と県出資額（単位:千円）

出資総額	35,178,372
うち県出資額	18,943,607

33法人の出資総額は351億7,837万円であり、うち香川県の出資額合計は189億4,360万円であり、総額に占める割合は、53.9%である。

### （2）財政力（単位:千円）

1-1) 県からの借入金額	64,064,292
1-2) 県からの債務保証金額	8,389,215
1-3) 県からの損失補償	7,788
1-4) 県からの負担金、補助金額	652,211
1-5) 県からの委託料金額	3,227,987
1-6) 基本財産額	26,660,133
1-7) 特定資産額	24,781,547
1-8) 正味財産金額	43,707,042

香川県からの借入金が1億円以上の団体は以下のとおりである。（単位:千円）

団 体 名	借入金額	うち無利子借入金
(財)かがわ産業支援財団	12,616,726	12,616,726
瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	109,679	109,679
(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団	136,953	136,953
香川県土地開発公社	1,927,653	1,927,653
香川県道路公社	6,683,841	6,683,841

なお、高松空港ビル(株)と香川県信用保証協会の借入金は上記に含めていない。

高松空港ビル(株)は、県からの単年度無利子借入金が8億9,280万円あるが、年度末の3月31日に民間金融機関から同額を借入し県へ返済するため、県からの期末借入金はゼロとなる。

香川県信用保証協会は、香川県より期中無利子借り入れを行い、金融機関への県制度融資のための預託金として預け入れている。当該借入金と預託金は期末にはそれぞれ戻し入れており、期末残高は無い。県からの期中の借入金は425億1,500万円である。

瀬戸大橋高速鉄道保有(株)、高松空港ビル(株)、香川県土地開発公社、香川県道路公社の借入金の問題点については、詳細は各論にて言及している。

香川県からの債務保証金額がある団体は以下のとおりである。

団 体 名	金 額(千円)
(財) 香川県農業振興公社	196,530
香川県土地開発公社	8,192,685

香川県土地開発公社の問題点については、詳細は各論にて言及してある。

香川県からの損失補てんがある団体は以下のとおりである。

団 体 名	金 額(千円)
香川県信用保証協会	7,788

### (3) 人的側面

#### 1) 職員構成

(人数:人、金額:千円)

役 職	県職員		県退職者		外部・プロパー		合計	
	人数	人件費	人数	人件費	人数	人件費	人数	人件費
理事長	9	12,156	6	23,601	18	24,015	33	59,772
理事(常勤)	2	11,560	18	63,270	8	80,748	28	155,578
理事(非常勤)	32	0	7	0	275	2,428	314	2,428
監事、監査役	2	0	0	0	67	10,912	69	10,912
事務局長	7	19,997	9	37,375	1	0	17	57,372
正規職員	108	360,724	20	69,650	354	2,189,356	482	2,619,730
嘱託職員	0	0	25	73,183	131	379,403	156	452,586
臨時職員	0	0	1	1,360	85	166,404	86	167,764
その他	0	0	0	0	26	86,627	26	86,627
合 計	160	404,437	86	268,439	965	2,939,893	1,211	3,612,769

(人件費は、役員報酬、給料、手当、共済費、賃金である。)

※県職員とは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律(平成12年法律第50号。以下、「派遣法」という。)に基づく派遣、職務専念義務免除による従事などである。

※県退職者とは、県を退職し再就職した者(以下、「県退職者」という。)である。

理事長には、会長、代表取締役を含んでいる。また、3地方公社については同一の者が兼務しているが、3人として集計している。

2) 県派遣職員の人件費負担（法人数）

1) 県派遣職員の人件費は法人から支給、財源は全て法人の自主事業より	3
2) 県派遣職員の人件費は法人から支給、財源は全て県の補助金（または委託料）による	4
3) 県派遣職員の人件費は法人から支給、財源は一部県の補助金（または委託料）による	4
4) 県派遣職員の給料、期末手当は条例により県より支給、法人からは時間外手当等のみ支給	0

県派遣職員の人件費負担については、神戸市の外郭団体への補助金返還請求訴訟における平成21年12月10日の最高裁決定を受け、全国的に早急な見直しが必要とされている。この点については、下記の第4節にて記載してある。

(4) 事業内容 (単位:千円)

4-1) 県の補助事業費	652,211
4-2) 県からの委託事業費	3,227,987
4-3) 自主事業費	3,620,932

経常収益のうち県からの補助事業費の占める割合が50%以上の法人

団 体 名	補助金額(千円)	割合(%)
(財) 香川いのちのリレー財団	4,581	63.8
(財) 香川県生活衛生営業指導センター	10,144	64.9

経常収益のうち県からの委託事業費の占める割合が50%以上の法人

団 体 名	補助金額(千円)	割合(%)
(財) 置県百年記念香川県芸術文化振興財団	50,763	64.4
(財) かがわ水と緑の財団	113,304	93.4
(財) かがわ健康福祉機構	165,183	57.2
(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	380,664	85.0
(財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	147,677	95.4
(財) 香川県水産振興基金	104,987	90.6
(財) 香川県建設技術センター	121,072	91.6
(財) 香川県下水道公社	1,043,342	99.5

業務委託料については、平成21年度の包括外部監査で取り上げたため、(財)香川県建設技術センター、(財)かがわ健康福祉機構、(財)香川県児童・青少年健全育成事業団、(財)香川県下水道公社以外の団体は、今年度の監査対象から除いた。

(5) 採算性

金額(千円)	合計	赤字のみ合計	黒字のみ合計	法人数	赤字	黒字	損益0
平成21年度	779,012	△584,852	1,363,864	平成21年度	13	17	1
平成20年度	435,798	△580,478	1,016,276	平成20年度	18	12	1

経常収支が赤字の要因については、各論にて個別に検証した。道路公社、土地開発公社は除く。

(6) 公益法人制度改革への取り組み(法人数)

1) 公益法人へ移行	21
2) 一般法人へ移行	
3) 未定	3
4) 対象外	9

公益法人制度改革への取り組みとしては、公益法人への移行を検討している法人が20法人(公益認定済み1法人)である。移行期間は平成23年度から24年度が多い。

未定の法人は、(財)かがわ水と緑の財団、(財)香川県環境保全公社、(財)高松観光コンベンション・ビューローの3法人である。

対象外は、株式会社2法人、社会福祉法人2法人、保証協会2法人、地方3公社である。

### 第3節 監査対象

#### (1) 選定の考え方

昨年（業務委託料）と一昨年（特別会計）に監査対象となった法人は、除外することとする。ただし、法人の事業分野が多岐にわたるもの、県派遣職員の課題の残る法人等は監査対象とする。

なお、監査対象法人のうち、総資産が概ね10億円以上の法人等については実地監査とし、それ以外については簡易ヒアリングとする。

#### (2) 監査対象法人（26法人）

##### ① 実地監査対象法人（14法人）

- 1 (財) 香川県環境保全公社
- 2 (財) 香川県民間社会福祉施設振興財団
- 3 (財) かがわ産業支援財団
- 4 (財) 香川県農業振興公社
- 5 (財) 香川県建設技術センター
- 6 高松空港ビル(株)
- 7 瀬戸大橋高速鉄道保有(株)
- 8 (社) 香川県青果物生産出荷安定基金協会
- 9 (社福) かがわ総合リハビリテーション事業団
- 10 香川県信用保証協会
- 11 香川県漁業信用基金協会
- 12 香川県土地開発公社
- 13 香川県道路公社
- 14 香川県住宅供給公社

上記団体については、団体事務局に往査し、下記の資料を調査・閲覧し、必要に応じて現地視察を実施した。

- ・平成21年度事業報告書、決算報告書
- ・平成22年度事業計画書、予算書
- ・組織図、人員配置図（平成21年4月1日）
- ・寄附行為、職務権限規定、就業規則、経理規程等の諸規定
- ・理事会等議事録、稟議書（平成20年度、21年度）
- ・給与台帳（平成21年度に係るもの）
- ・県との各種契約
  - 委託契約など
  - 借入契約書
  - 施設賃貸借契約書

債務保証契約

損失補償契約

その他

- ・ 県からの補助金交付書類
- ・ 県との指定管理者協定書
- ・ 経理関係帳簿（総勘定元帳、金銭出納長、科目内訳書、収入伺書と収入関連帳票、支払伺書と請求書・領収書綴り、固定資産台帳、預金通帳、定期預金証書、投資有価証券保管証明書等及び時価情報、退職金要支給額計算表など）（平成21年度に係るもの）
- ・ その他必要な書類関係の閲覧

② 簡易ヒアリング対象法人（12法人）

- 15 （財）明治百年記念香川県青少年基金
- 16 （財）香川県国際交流協会
- 17 （財）かがわ健康福祉機構
- 18 （財）香川県ボランティア基金
- 19 （財）香川県児童・青少年健全育成事業団
- 20 （財）香川県身体障害者協会
- 21 （財）香川いのちのリレー財団
- 22 （財）香川県生活衛生営業指導センター
- 23 （財）香川県食鳥衛生検査センター
- 24 （財）高松観光コンベンション・ビューロー
- 25 （財）香川県下水道公社
- 26 （財）香川県暴力追放運動推進センター

県庁内の外部監査室にて、下記資料を基に、ヒアリングを実施した。

- ・ 平成21年度事業報告書、決算報告書
- ・ 平成22年度事業計画書、予算書
- ・ 組織図、人員配置図（平成21年4月1日）
- ・ 法人目的、事業内容等の分かるもの（パンフレットなど）

なお、ヒアリングの要点は以下の内容である。

- ・ 法人目的、事業内容
- ・ 県職員の派遣のあり方
- ・ 法人の給与規程、退職金規定及びその水準
- ・ 基本財産、特定資産等の運用
- ・ 公営法人改革への取り組み

- ・経常損益の状況（特に赤字の場合は、その改善策）
- ・その他必要に応じて

(3) 監査対象外法人（7法人）

- (財) 吉野川水源地域対策基金
- (財) 置県百年記念香川県芸術文化振興財団
- (財) イサム・ノグチ日本財団
- (財) かがわ水と緑の財団
- (財) 瀬戸大橋記念公園管理協会
- (財) 香川県水産振興基金
- (社福) 香川県社会福祉事業団

#### 第4節 監査結果及び意見のまとめ

##### (1) 共通事項

ここでは監査及びヒアリングを実施した外郭団体に共通している問題点をまとめる。今回の対象としていない外郭団体にも当てはまる事項があると思われるので、全ての外郭団体は参考にしていただきたい。

##### 1) 運営面におけるガバナンス（理事会、監事）

###### 1 理事の人選と役割

民法が改正され、公益法人を規定する条文のうち、第34条から第84条が削除され、以下の三法が平成20年12月1日に全面施行された。

- ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）
- ② 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）
- ③ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）

社団法人及び財団法人である外郭団体は、平成25年11月30日までに、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行しなければならない。

なお、平成20年12月1日から移行までの間は従来と同様の法人（特例民法法人）として存続することができる（ただし、平成25年11月30日の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となる。）

特例民法法人については、理事が数人いる場合にも各理事は、それぞれの法人の代表権を有するものとされている。

なお、理事の代表に関する制限は、定款・寄附行為又は総会の決議により制限することができる（旧民法第53条）が、この制限は善意の第三者に対抗することができない（旧民法第54条）とされている。

しかしながら、次の表で例示するようにいくつもの外郭団体の理事を掛け持っている者が存在する。県市長会会長は7団体、県町村会会長は9団体の理事に就任しているが、ほとんどの理事会に委任状出席である。公務に多忙な折、当然の結果でありこのような方に理事就任を依頼する団体に問題があると言わざるを得ない。一方、関係団体の代表者が理事となり理事会への出席率も高い外郭団体もある。

なお、公益法人制度改革後の新制度（以下、「新制度」という。）では、理事会には、理事本人の出席が必要となりこれまで認められていた委任状による代理出席が認められなくなること、また、理事がその任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことになるなど、これまでの法人とは異なる運営をする必要が出てくる場合があるため、人選にあたっては慎重な対応が必要である。

## 外郭団体の理事一覧（例示）

	県副知事	県政策部長	県総務部長	県環境森林部長	県健康福祉部長	県商工労働部長	県農政水産部長	県土木部長	高松市長	丸亀市長	坂出市長	三木町長	県市長会会長	県町村会会長
(財)香川県国際交流協会													○	○
(財)香川県環境保全公社				○				○					○	○
(財)香川県民間社会福祉施設振興財団					○									
(財)かがわ健康福祉機構	○				○								○	○
(財)香川県身体障害者協会												○		
(財)香川いのちのりレー財団	○				○								○	○
(財)香川県食鳥衛生検査センター					○									
(財)かがわ産業支援財団		○				○			○				○	○
(財)香川県農業振興公社	○						○							
(財)香川県建設技術センター								○						○
(社)香川県青果物生産出荷安定基金													○	○
香川県信用保証協会						○			○	○	○			○
香川県道路公社	○	○	○					○						

## 2 役員報酬及び退職金

寄附行為あるいは定款で「常勤の役員の報酬は理事会の決議を経て、理事長が定める」と規定されているが、現状では役員報酬規定が定められているため、特に問題はない。

なお、常勤役員への報酬決定の透明性を高めるためにも、また、新制度における法人では社員総会等にて金額決議を要することなどを勘案すると、支給額についても理事会等決議が望ましい。

また、県退職者の退職金については、すべての外郭団体で県退職者の役員には支払われないこととなっており、問題ないと判断する。

## 3 監事の役割

多くの外郭団体で、旧民法第59条に基づき寄附行為又は定款により監事の役割が定められているが、同条では、監事の職務は次のように規定されている。

- 一．法人の財産の状況を監査すること
- 二．理事の業務の執行の状況を監査すること

三. 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款、若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること

#### 四. 省略

「監事」は必須の機関ではなく、定款・寄附行為又は社員総会の決議によって置くことのできる任意機関である（旧民法第59条）。これを任意機関としたのは、法人の業務執行は主務官庁がこれを監督する仕組みになっていることに基づくとされている。その任意機関について、多くの法人において定款・寄附行為に規定することで監事が選任されている。この場合の監事の職務と権限は会計上の監査と業務上の監査であり、理事の業務執行の法令・寄附行為・定款違反又は著しい不当性の有無をチェックし指摘することである。

なお、多くの外郭団体の定款・寄附行為では「問題がない場合には理事会への報告義務」は課せられていない。そのために事業報告書には監事の監査報告書を添付していない外郭団体もみられる。この場合でも寄附行為・定款に反するものではないが、監事の監査報告書については、その職務遂行責任を明確にするためにも、法人法第99条の規定を斟酌して、監査報告書を作成することが望まれる。

また、監事のうち1名は会計専門家にするという県の方針があるが、一部の外郭団体はこの方針に沿っていない。監事の役割の中には会計業務の監査があるのだから、会計専門家を就任させることが望ましい。

## 2) 人件費関係

### 1 県退職者の退職金

県退職者の退職金については、すべての外郭団体で県退職者には支払われないこととなっており、問題ないと判断する。

### 2 プロパー職員の退職金

下記に香川県の退職金支給額及び民間企業の平均支給額を記載した。

多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業（従業員30～99人）に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。

対 象	退職金額	条 件
香川県職員	約 2,700 万円	H21 勸奨・定年退職者の平均支給額(県 HP 資料より)
民間企業※	約 2,600 万円	従業員 1000 人以上の企業、大卒事務職(全国平均)
	約 2,100 万円	従業員 100 人～299 人の企業、大卒事務職(全国平均)
	約 1,700 万円	従業員 30～99 人の企業、大卒事務職(全国平均)

※(政府統計:平成19年における勤続年数35年以上定年退職者の退職一時金額と年金現価額の計)

### 3 派遣職員の取り扱い

神戸市の福祉・医療関係財団法人3法人に対する平成16、17年度の派遣職員人件費に充てる補助金支出が派遣法第6条第2項の手續によることなくされたとして違法であり、公益上必要がある場合の補助金支出を認めた地方自治法第232条の2によっても正当化されないとして、当時の神戸市長に対し、同補助金に含まれる派遣職員人件費相当額及びこれに対する遅延損害金について損害賠償請求することを求めるとともに、補助金を受領した各法人に対し、派遣職員人件費相当額について不当利得返還請求すること及びこれらに対する法定利息の支払を請求することを求めた住民訴訟が提訴され、平成21年12月10日の最高裁の決定により、補助金の全部または一部が補助金交付団体への派遣職員人件費として支出されることが予定されていた場合には、補助金支出のうち派遣職員人件費に相当する部分は、派遣法第6条第1項、第2項を潜脱する違法なものと判断された。この決定を機会に県職員の派遣については、大幅な見直しが必要となっている。

派遣法によれば、派遣職員は、職員派遣の期間中、職員派遣された時に就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、その職務に従事せずに派遣先団体の業務に従事し、その給与は派遣先団体が支給し、地方公共団体は給与を支給しないとされる(同法第6条第1項)。もっとも、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が給与支給可能業務である場合又は給与支給可能業務が派遣先団体の主たる業務である場合は、地方公共団体の職務に従事することと同様の効果をもたらすものと認められることから、その場合に限り、例外的に、地方公共団体は、条例で定めることを条件として、派遣職員に対し給与を支給することができるものとされている(同法第6条第2項)。

派遣法の主旨及び最高裁の決定を踏まえると、今後は、補助金交付団体(委託契約を結ぶ委託先団体も同様)への派遣職員のあり方としては、(1)派遣職員を全面的に引き揚げる(派遣先団体の完全自立運営)、(2)派遣職員の給与は派遣先団体で全て負担する(派遣先団体の人件費の自己負担)、(3)派遣法第6条第2項の規定に基づく職員の公益的法人等への派遣等に関する条例により派遣職員に対し給与を支給する。ただし、時間外勤務手当、管理職手当、通勤手当及び勤勉手当等の手当は派遣先の負担とするなどが考えられる。

補助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。また、委託先団体への派遣職員についても同様に改善しておく必要がある。

監査対象法人のうち派遣職員のあり方について、今後見直しが必要な法人は次のとおりである。

番号	団 体 名	派遣者数	
		21 年度	22 年度
1	(財) 香川県国際交流協会	2	1
2	(財) かがわ健康福祉機構	1	1
3	(財) かがわ産業支援財団	20	20
4	(財) 香川県建設技術センター	8	7
5	(財) 香川県下水道公社	5	4

### 3) 資金運用指針の必要性

資金運用に関しては、運用資産選定の権限と責任の所在を明確にするため、及び運用資産選定の指針とするために、具体的なガイドラインの策定が必要である。特に、(財) 香川県民間社会福祉施設振興財団、(財) 香川県ボランティア基金については、過去の経緯もあり急務の事項である。また、今後は地方公債を購入する場合には地方自治体の財政状態も考慮して購入を決定することが望ましい。

### 4) 外郭団体の事業連携等の検討

#### 1 事業連携等

事業の効率性の向上、より効果の高い事業の遂行あるいは事業の重複を防止するために、下記の外郭団体については事業内容を整理し、他の外郭団体との統合又は事業連携、事業移管、あるいは、廃止又は縮小を検討すべきであろう。なお、詳細については各外郭団体の各論を参照のこと。

検討事項	該当する外郭団体・事業	理 由 等
事業連携	(財) 明治百年記念香川青少年基金の国際交流事業、青少年健全育成事業	業務内容は国際交流事業、青少年健全育成事業であり、他の外郭団体との接点のある分野であるので、今後とも効果的な事業連携を検討するのが望ましい。
	(財) 香川県農業振興公社の担い手基金事業と(社) 香川県青果物生産出荷安定基金協会の果樹経営支援対策事業	果樹の担い手農家に対しては、両事業の対象となり得るので、効果的な事業連携を図ることが望ましい。
事業移管 又は 廃止・縮小	(財) 香川県民間社会福祉施設振興財団の退職金共済事業と(財) 香川県ボランティア基金のボランティア保険助成事業	全国的に見て、退職金共済事業、ボランティア保険助成事業は社会福祉協議会で行っている事例が多い。事業の実態は、事務処理を香川県社会福祉協議会内部で行っていることから、事業の県社協への移管や移管後のあり方を検討すべきである。

## 2 解散・清算のあり方

### ①清算により生じた残余財産が県に帰属する場合

香川県住宅供給公社の場合である。大規模な住宅分譲開発を抑え、中長期的に事業終結を見据えた解散・清算（予定）である。県は損失ではなく剰余金の分配を受けることとなる。

### ②解散・清算により追加資金負担は生じないが、損失が発生する場合

香川県道路公社の場合である。料金徴収期間満了後の取り扱いについて、地元自治体が無料化を強く望んでいることや、無料化した場合、さぬき浜街道全体の有効活用や国道11号などの混雑緩和が図られるなど、県民生活の利便性の向上や地域経済の活性化に大きく寄与するものと判断し、無料化を選択したものである。香川県道路公社の借入金は全て香川県からの無利子借入金であるので、出資金を含めて、補助金交付により全額回収する手法を選択した。この場合追加的な資金負担は発生しない。

今後は、情報開示の徹底が必要である。すなわち、事業採択から現状に至った経緯と、当該事業の清算が最善の選択であると考えられる理由などを明確にすること、さらに、補助金交付については、県民理解を得るために一層の説明責任を果たすとともに、補助金交付に係る実績についての結果分析が必要である。

### ③解散・清算により追加的資金負担及び損失が発生する場合

香川県土地開発公社の場合は、この可能性が高い。同公社の場合には、民間金融機関への支払利息及び人件費等の一般管理費が生じているので、財政緊迫化した県財政ではあるが、一日でも早い解散・清算が望まれる。

(2) 個別事項

番号	団体名	指摘・意見
1	(財)香川県環境 保全公社	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 県への還元金及び一般会計繰入金のあり方について これまでは比較的採算性の高い収益事業であり、この事業からの利益が、県への還元金及び一般会計への繰入金の財源となっていたが、今後予想される採算性の低下を見据えながら、県への還元金のあり方や公益事業原資である一般会計への繰入金のあり方について検討する必要がある。</p> <p>2. プロパー職員の退職金 多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。</p> <p>3. 公益認定移行からみた課題 既存の安定型最終処分場の埋め立て完了後は循環型社会や地球温暖化防止等環境保全事業に関する事業を実施し、公益認定を目指すことも考えられるが、その場合は当該公社の公益目的事業として具体的に何を実施するのか、また、採算性の観点を踏まえて、最低限の自主財源の確保などについての検討が必要である。</p>
2	(財)香川県民間 社会福祉施設振興 財団	<p>1) 指摘</p> <p>1. 資産運用指針の必要性 資産運用についての具体的な運用指針が必要である。</p> <p>2. 退職手当給付金支払準備引当金の計上基準 退職手当給付金支払準備引当資産 13 億 998 万円は、同日現在の要支給額 17 億 4,148 万円に対して 4 億 3,149 万円不足している。不足額について、直ちに問題が生ずるものではないが、できるだけ速やかな対策が必要である。また会計上は、注記の引当金の計上基準において、不足額の開示を行っているが、あわせて過去勤務債務の償却期間についても記載すべきである。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 助成事業 民間社会福祉施設の職員の研修、福利厚生事業等の事業に対して計画的に助成する事業については、4 団体に限らず、</p>

		<p>助成対象団体の拡大について検討する必要がある。</p> <p>2. 公益法人移行と今後の当財団のあり方</p> <p>退職共済制度については、全国ベースでは事業を実施している団体の約半数の26団体が、社会福祉協議会で共済業務を実施していることから、移管するならば（社福）香川県社会福祉協議会への移管を考えるべきでないと思われる。</p> <p>また、共済事業を移管した場合には、助成事業についても他の団体へ移管することも検討すべきと考える。</p>
3	(財) かがわ産業支援財団	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 理事会の活性化</p> <p>公益法人制度改革により法人の従来の運営方法の見直しが求められているほか、産業支援のためには、変化する経済環境に対応できる運営体制が必要であることから、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、新法人への移行を機に理事会の構成や運営体制を検討し、より実務的な理事会を構成すべきであろう。</p> <p>2. 県からの派遣職員への対応と自主財源の確保</p> <p>平成21年度における県からの派遣職員は20名である。</p> <p>派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、施設提供事業における空室の解消など自主財源の確保対策が必要である。</p> <p>3. 研究成果の一層の周知</p> <p>糖質バイオクラスター形成事業や高温高圧流体技術研究開発事業など香川県として特徴ある研究を重ねており、重要な成果が生み出されている。今後は県内の企業、大学その他の研究機関と連携し一層の効果を高める必要がある。しかしながら、その成果について十分な周知が図られているとはいえないため、投下された研究費と研究成果の一層の公表と一般への周知が必要である。</p> <p>4. かがわ農商工連携ファンド事業の一層の活性化</p> <p>商業、工業のみならず農業分野の事業者を含めた連携ファンドは、香川県においても有用と思われる。横のつながりを強化し、効率的かつ集中的に農商工連携の推進を図ることを求める。</p>

4	(財) 香川県農業 振興公社	<p>1) 指摘</p> <p>1. 事業未収金の回収 事業未収金の合理化用地売却未収金が分割返済とはいえ滞留債権となっている。要因の一つは売却時の相手方の信用調査の不十分さである。今後は売却時に相手先の信用調査は厳しく行うべきである。</p> <p>2. 貸倒引当金及び小作料減額引当金 貸倒引当金及び小作料減額引当金の計算根拠が不明確であるので、合理的根拠に基づく計算が必要である。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 理事の人選および理事会の機能 理事のうち2人は2回の理事会ともに委任状出席である。このような状況では理事として職務と責任を十分に果たせるとは考えられない。理事長及び理事の人選についての見直しを考えるべきである。</p> <p>2. 合理化事業用地 当該公社が取得し他者へ長期貸付している農地について、長期にわたる利用権の設定終了後、円滑に売渡が行えるよう、定期的に対象農業者と連絡をとり、経営改善の状況を把握するとともに、契約の履行を促すなどの対応が必要である。</p> <p>3. 当該公社のこれからの役割 昨今の経済状況や国際状況の下、当該公社の役割と責任の重要さは以前にもまして高まっていると考えられる。当該公社の事業目的、組織体制、機関設計、陣容などを見直して、積極的に香川県の農業を指導する公社にしてもらいたい。また、当該公社の機能を強化し役割を向上させるために、他の農業関連外郭団体との効果的な事業連携を考えていくべきであろう。</p>
5	(財) 香川県建設 技術センター	<p>1) 指摘</p> <p>1. 特定資産 「減価償却引当資産」として17,447千円が計上されているが、減価償却資産の減価償却累計額は、公益事業分と収益事業分を合わせて12,596千円であり、現状の償却資産の買換用としては、引当超過となっている。合理的な引当基準が必要であると考えられる。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 派遣職員のあり方 委託先団体への派遣職員の給与の支給方法については、補</p>

		<p>助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法に係る平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。</p> <p>2. 受注の県依存体質からの脱却</p> <p>実態的に見ると県からの受注比率が高く、当該財団の運営は、県からの受注なくしては立ち行かない状況になっていると言わざるを得ない。</p> <p>当該財団では、市町へのPR、市町への受注活動を行っているとのことであるが、県以外の公共団体からの受注の比率を高めていくため、更なるPR等の営業努力を行っていく必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>3. 価格競争力の向上</p> <p>収益事業としての公共工事の積算、施工管理業務においては、より一層コスト削減を図り、業務委託契約について競争原理の働く環境整備に努める必要がある。</p> <p>4. 資産運用</p> <p>「公益事業積立資産」及び「財政調整積立資産」については積立金自体の使用目的が明確にされていないため、資金運用だけでなく、より有効な活用（使途）について検討してはどうかと思われる。</p> <p>5. 自主財源の確保</p> <p>公益事業の自主財源が足りない状況が続いているため、公益事業の継続のためには、研修費の参加団体若しくは参加者からの一部自己負担を検討すべきである。</p>
6	高松空港ビル(株)	<p>1) 指摘</p> <p>1. 取締役会</p> <p>会社法では取締役会は最低、3か月に1回開催することを義務付けられている。当社は3か月に1回の開催を行っていないため改善すべき事項である。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 単年度貸付金</p> <p>県は当社に対する単年度貸付金の貸付及び回収について、今後とも注意深く実施する必要がある。</p> <p>2. 監査役</p> <p>会社法では、株式会社の機関設計においては自由度が認められ、会社の種類により設置が強制される機関が定められているが、その他は定款で定めることが可能である。監査役の員数や監査役会のあり方について検討してはいかがであろう</p>

		<p>か。</p> <p>3. 徹底的な費用の見直し</p> <p>現在、借入金は無利子という、実質的に県民の税金が投入されているだけに、徹底的なコスト削減が求められる。物品購入に際しても厳しさをもち、無駄なコストの削減を徹底してもらいたい。</p> <p>4. 中長期的必要資金対策の必要性</p> <p>①大規模修繕</p> <p>空港ビルは築20年であり、電気設備等の付属設備の取り換えが必要な時期になってきており、今後（相当の）修繕資金が必要となってくることから、修繕に係る資金確保が課題である。</p> <p>②退職金原資</p> <p>現在、退職給付引当金の原資が確保されていないことから、今後、計画的にその確保に努めるべきである。</p>
7	瀬戸大橋高速鉄道 保有(株)	<p>1) 指摘</p> <p>特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 貸付金の債権管理</p> <p>償還期限40年後、期限内一括返済、無利子である。他県（岡山、徳島、愛媛、高知）も同様である。本事業から県民の受けるメリット（時間短縮等の利便性の向上）を考えるとやむを得ないかもしれないが、40年という超長期的に資金が固定化することになることからすると、債権管理を怠りなく実施する必要がある。</p>
8	(社)香川県青果 物生産出荷安定基 金協会	<p>1) 指摘</p> <p>特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 理事の退職金</p> <p>理事への退職金についての規程はない。役職員の退職金の支払いを前提としていないため、退職金規定を制定していないが、今後、新公益法人への移行認定へ向けて、定款等での記載を理事会等で検討する必要がある。</p> <p>2. 監事の人選</p> <p>現在、監事は3名であり農業関係団体の方のみである。外部の団体といえ農業関係団体の方だけで監事職を占めるのは、監査という職務あるいは内部統制という面から問題だと思われる。監事のうち1名は第三者を、もう1名は県の方針でもあるが、外部の会計専門家にしてはどうだろうか。</p>

9	(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団	<p>1) 指摘</p> <p>1. 在庫管理の徹底化</p> <p>在庫の入出庫は、PC 上において入出庫ソフトを作成して管理しているが、実態は毎日の入力に追いついていないため、現時点の在庫数量の把握はできていない。また、診療材料についてはシステム自体、稼働されていないような状態であった。以上の点は早急に改善を行う必要がある。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 監事の職務及び常勤監査役の選任</p> <p>定款の規定によると、監事は会計監査だけではなく業務の監査についても監査をして理事会に報告することになっている。しかしながら監査報告書では財務諸表の適正性のみを報告しており、業務執行の状況の適正性の監査報告はない。監事は業務監査も行うべきである。</p> <p>また、当事業団の監事は非常勤監事であるが、255 人の陣容を抱える規模の法人の業務監査を行うとなれば、年数回の監査だけでは業務監査は無理であろう。監事の職務を充実させるため、また、不正誤謬防止体制を整えるためにも、常勤監事を就任させてはどうだろうか。</p> <p>2. 財産の状況</p> <p>純資産額については、18 年度の指定管理制度導入後、4 年間で 14 億 2,976 万円となっている。</p> <p>また財産中、流動資産としての預金が 923,688 千円、その他の固定資産中、預金として運用されているものが 422,200 千円（退職年金共済預け金を除く）ある等預金の割合が多く、預金の運用方法、内部留保額の将来の利用方法については長期的展望に立った計画が必要である。預金の運用方法、内部留保額の将来の利用方法については長期的展望に立った計画が必要である。また、現在施設整備等積立預金として計上されている 288,800 千円については、昭和 61 年の施設設置後 25 年が経過し、老朽化している施設に対する改修に対応する必要があることからそれを見据えて積立たものであり、今後、具体的支出計画を立てる必要がある。(意見)</p> <p>3. 長期未収金</p> <p>平成 18 年度の障害者自立支援法施行後において自己負担部分についての未収金が発生し、平成 22 年 3 月 31 日現在の長期未収金額は 186 万円となっている。福祉施設利用に係る未収金の回収は場合によっては困難になることもあるた</p>
---	-----------------------	--

		<p>め、金額が多くなならないよう未収管理を徹底し早期対応を心掛ける必要がある。</p> <p>4. 物品購入にかかる決裁権限 センター長の決裁が必要であるかどうかについて、事務決裁規程では規定されておらず、センター長という職務自体が明確に規定されていない。センター長という職務を規定する規程を作成しておくべきであろう。</p> <p>また、理事長専決事項の中で、物品購入については、3,000万円以上の物品購入については理事長専決事項の中に明示しておいた方がいいと思われる。</p> <p>5. 今後のあり方 指定管理者制度の導入などによる経営努力の結果、収支が改善され、純資産が増加している。</p> <p>ただし、22年度以降指定管理料が大幅に減額し、収支の悪化が予想されるため、人件費見直しも23年度から実施することが決まっており、収支改善への対応を行っている。</p> <p>今後の経営状況をみながら、25年度以降の指定管理者更新時において、中長期的な経営や投資を計画する上で、管理運営方針そのものをどうするのかについての検討が必要と思われる。</p>
10	香川県信用保証協会	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 職員の高齢化に伴う人件費負担の増加 人件費や退職金の負担増に備えて、定年退職者の再雇用や新規採用については、中長期的な視点で計画的に実施する必要がある。</p> <p>2. 会計ルールについての相違 信用保証協会法施行規則に定められた事業報告書の報告様式及び処理規定要領に規定されているため、独自の処理方法や報告書様式を選択する余地はない。しかしながら、現在の一般的な企業会計や公益法人会計の考え方に照らしてみると幾つかの相違点があると思われるので、香川県信用保証協会単独の問題というよりは、信用保証協会全体として検討が必要である</p> <p>3. 事故率の低減と回収率の向上 信用保証協会の運営上、自助努力として収支改善を図るためには、事故率の低減と回収率の向上が必要である。</p>

		<p>なお、今後は保証残高の約5割を占める緊急保証に係る代位弁済の増加による保証協会への負担増が懸念されるため、中小企業の資金繰り動向について一層注視し、適切な対応を図っていく必要がある。</p>
1 1	香川県漁業信用基金協会	<p>1) 指摘</p> <p>1. 監事の役割</p> <p>監事が監査したものを理事会で承認し、それを総会で承認するのが正式な手続きであるため、監事監査後に理事会を開催するよう見直す必要がある。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 監事の人選</p> <p>監事は漁業関係者と市の農林水産行政関係の課長2人である。監事は定款第23条第1項において「当該協会の会員である組合、法人、地方公共団体」から選ぶことに規定されているためである。しかし、監事とは第三者の目で業務内容等をチェックする機関であるので、財務に関する専門家を入れることも検討すべきであろう。</p> <p>2. 経常損失の構造的発生</p> <p>現在は、準備金及び繰入金で合計9億5,800万円あるため、当期純損失を補てんしている。しかしながら、今後は緊急保証対策に係る債務保証についての潜在的リスクが具現する恐れもあるため、中長期的には現状の損益構造を見直し、収益均衡を図る必要がある。</p>
1 2	香川県土地開発公社	<p>1) 指摘</p> <p>1. 当該公社の抜本的改革に向けての責任体制確立の必要性</p> <p>県における問題であるが、平成17年における当該公社長期保有地の処分方針に係る対処が十分になされず今日に至った要因の第一として、責任体制の確立が十分になされなかったことによると考えられる。</p> <p>したがって、「土地開発公社改革検討プロジェクト・チーム」が設置され、抜本的な改革が進んでいる現在においては、処分に係る責任を明確にした部署の早期確立が必要である。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 借入金支払利息の発生</p> <p>民間金融機関からの借入金が81億9,268万5千円残っており、平成21年度では支払利息が1億350万7千円生じている（公有用地の土地原価算入とともに長期借入金の増加）。</p> <p>上記土地一覧表で示したとおり、売却予定地は全て当職に</p>

	<p>よる参考価額が下回っており、売却を通じて今後発生する金利を回収することはほぼ不可能であることを考えれば、一刻も早く、県の無利子貸付に切り替えるなど、当該公社の負担を軽減するよう、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。</p> <p>2. 販売費及び一般管理費における人件費</p> <p>平成21年度の人件費として1,357万5千円生じている。受取利息等の事業外収益で一部補填されているが、当期純損失が491万3千円生ずる結果となっている。事業計画に基づく買い戻しもされず売却処分の進まない状況では、収入が無く、毎年損失が生じ、準備金を取り崩す結果となっていくことになる。これは構造的な問題であり、早急に対応しなければならない。</p> <p>今後、先行取得業務の実施が見込めず、また、道路公社と住宅供給公社は平成22年度末に解散が予定されており、3公社で負担してきた県派遣職員の人件費負担は、両公社の清算終了後はできなくなると考えられるため、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。</p> <p>3. 当該公社のあり方</p> <p>香川県においては、事業計画は存続しており、時価評価は行っていないとのことであるが、当職において過去の鑑定評価や路線価等を参考に試算したところ、売却可能の土地に係る簿価と当職による参考価額との差額は、50億5千万円と推定される。当該金額は当該公社の有する資本金及び準備金合計24億9千万円を25億6千万円超過しており、当該公社単独で処理できる規模を著しく超えた金額である。</p> <p>このように売却可能地もそれぞれ時価と簿価の乖離が生ずるおそれのある土地ばかりであり、担当課と当該公社の判断だけで処理できるものではなく、県全体として取り組むべき問題である。</p> <p>監査委員行政監査報告書に指摘されているとおり、当該公社の抜本的な改革が早急に必要である。</p> <p>当職の提案としては次のとおりである。</p> <p>①当該公社はその歴史的役割を終えており、期限を定めて（例えば、第三セクター等改革推進債の活用、事務の引き継ぎ、職員の処遇等を考慮し、約3年以内）解散する。</p> <p>②解散に当たり、県は、鑑定評価により保有地の時価評価を行い、その結果を明確にする。</p> <p>③損失額が発生した場合は、県は債務保証契約に基づき、適</p>
--	---

		<p>切に処理する。</p> <p>④解散により、県に引き渡される当該公社保有地の管理に当たり、各課に分かれて所管している土地をしかるべき部署で一括管理できるようにする。</p>
1 3	香川県道路公社	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 解散時処理のあり方についての説明責任 道路公社解散に伴う補助金での総額81億円の借入金及び出資金の債務処理については、事業採択から現状に至った経緯、当該事業の清算が最善の選択であると考えられる理由、補助金交付の目的、効果、必要性などについて県民に対し更なる説明を行っていくことが望まれる。</p> <p>2. 補助金効果の結果分析 無料開放後は交通量調査を実施し、推計交通量と比較して公表するなど、補助金交付に係る実績についての結果分析が必要である。</p>
1 4	香川県住宅供給公社	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見 特になし</p>
1 5	(財) 明治百年記念香川県青少年基金	<p>1) 指摘 特になし。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 資産運用規程の整備 財団としての資産運用の基本的考え方、具体的運用先、運用手続き等についての資産運用規程を定めておくのが望ましいと考える。</p> <p>2. 事業連携 業務内容は国際交流事業、青少年健全育成事業であり、今後とも他の外郭団体との効果的な事業連携を検討するのが望ましい。</p>
1 6	(財) 香川県国際交流協会	<p>1) 指摘</p> <p>1. 財政構造の基盤確立の必要性 公益法人への移行に際して、公益事業としては基金の取り崩しを財源とするのではなく、自主財源を確保するよう努め、財政構造を改善しなければならない。</p> <p>2) 意見</p>

		<p>1. 海外技術研修員受入事業の見直し 受入をする国を再選考するか、あるいは事業自体を技術研修員ではなく、別の目的にするか、見直す必要がある。</p> <p>2. 理事のあり方 理事の人選についての見直しを考えるべきではないだろうか。また、退職金規程を定め、退職金の無い旨を明記すべきではないかと思われる。</p> <p>3. 県派遣職員のあり方 派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。</p>
17	(財)かがわ健康福祉機構	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. プロパー職員の退職金 退職金の水準であるが、多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。</p> <p>2. 研修部における人材確保 全国的にもレベルの高い研修内容を維持しているが、30年以上プロパーとして経験してきたベテラン研修部長と県からの派遣の副部長ほか3名で運営されている。研修部長は定年退職し、現在は嘱託職員であることから研修業務の後継人材の確保及び県からの派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。</p> <p>3. 資産運用指針 地方公債を購入する場合には地方自治体の財政状態も考慮して購入を決定することが望ましい。</p> <p>4. 施設の利用方法と修繕計画 長期的修繕計画に基づく計画的な修繕が必要である。 また、建物外壁検査積立資産・積立金が計上されているが、当財団として計上すべきものか県が負担すべきものかについての検討が必要である。なお、建物所有が香川県、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社他計6団体の区分所有権となっているため、その点についても今後の修繕等に際しては調整</p>

		<p>が必要である。</p> <p>さらに、県の管理部分と指定管理者として管理している部分と合わせて総合的に有効活用に努める必要がある。</p> <p>5. 指定管理者制度と公益法人移行との関連</p> <p>公益認定を目指すのであれば、今後の事業内容などの見直しが必要である。当初は非公募により選任されたものと思われるが、次回選定時以降、そもそも財団として指定管理業務を今後とも行っていく必要があるか否かについての検討も必要と思われる。</p>
18	(財) 香川県ボランティア基金	<p>1) 指摘</p> <p>1. 資産運用</p> <p>資産運用についての運用指針が必要である。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 人員構成</p> <p>常勤理事は県社協の常務理事が兼務しており、職員8名についても県社協の職員が兼務している。但し兼務に伴う人件費については負担していない。同様に兼務している財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団の場合は人件費2名相当分を県社協に対して負担金支出として支払っており、整合性をとるためには人件費のあり方についての検討が必要である。</p> <p>2. 継続的な助成事業の見直し</p> <p>長期にわたって継続的に補助している先もあるが、限られた予算の中で、会報発行などに対する継続的な補助が必要かどうかなどについてのより詳細な検討が必要と思われる。</p> <p>3. 今後の当該財団のあり方</p> <p>情報誌の発行事業やボランティアコーディネーター研修会の開催は県社協との共催事業であり、また自主事業であるボランティア活動保険についての保険料の助成事業についても他県では社会福祉協議会で行っているところもあることから、事業の実態は、事務処理を県社協内部で行っていることから、事業の県社協への移管や移管後のあり方を検討すべきである。</p>
19	(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	<p>1) 指摘</p> <p>特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 競争力強化</p> <p>さぬきこどもの国の指定管理者業務の継続の有無によって、当該財団の事業内容及び財政構造は著しい影響を受ける</p>

		<p>ことになる。当該財団の立場からすれば、子育て支援、その他児童・青少年の健全育成業務などの公益事業の一層の充実と管理コストの一層の縮減により対民間との競争力を高めていく必要がある。</p>
20	(財)香川県身体障害者協会	<p>1) 指摘</p> <p>1. 当該協会と支部との関係</p> <p>当該協会と11の郡・市支部の関係が不明確である。支部としての名称を使用している以上、支部会計についても本会計に取り込む必要がある。今後は、公益法人への移行を検討する中で、当該協会と支部等の組織のあり方について見直し、再編整理をすべきである。</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 監事監査のあり方</p> <p>監査報告書について、当該協会の監事は一般会計のみの監査をしている。スポーツ基金と堀本基金の監査は、別途運営委員会で定められた監事による監査を行っている。堀本基金については、その趣旨及び収益の配分などから他団体からの監査を受ける必要もあり、理解できるが、スポーツ基金について、別監事が監査することは果たしていいのだろうか。寄附行為にもその旨は記載されていないので、現行の監事体制を継続するならば寄附行為にその旨を明示すべきである。</p> <p>2. 理事の報酬</p> <p>理事の報酬の決定方法であるが、寄附行為に規定はない。理事報酬決定の方法を寄附行為等に明記すべきである。</p> <p>3. 負担金徴収のあり方</p> <p>加入団体からの負担金については現在7団体から徴収している。理事会での決議はあるが、会費等規定などは無いので、会費等規定を設け負担金を徴収するのが望ましい。なお団体数も限られていることから、特に公益財団への移行を検討する場合には今後の負担金徴収の継続の可否についても再考すべきである。</p> <p>4. 会計上の見直し</p> <p>投資有価証券の取得価額の会計処理、堀本基金についての注記及び決算書注記に記載漏れの改善が必要である。</p> <p>5. 収益事業の税務申告</p> <p>自動販売機の手数料及びカタログ等の販売手数料、ジパング倶楽部の紹介手数料の収入がある。これは税務上、収益事業として申告する必要がある。</p>

2 1	(財) 香川いのち のリレー財団	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. コスト意識の向上 会計システム購入費、リース料などの執行に当たっては、最少の経費で、最大の効果を発揮することを基本とするなど、コスト意識の向上を図る必要がある。</p> <p>2. リレー財団の存在価値 リレー財団の職員は県職員、理事も県関係者が多い。平成22年の「臓器の移植に関する法律」の改正に伴い、臓器移植の重要性が増すことが予想され、リレー財団で事業を実施するのか、あるいは県で直接実施すべきか検討する必要がある。</p> <p>3. 理事の人選および理事会の機能 理事会において、委任状出席の例が見られるが、理事会の機能を十分に発揮するためには、理事の人選についての見直しが望まれる。</p> <p>4. 理事の退職金 寄附行為に退職金の支払いに関する条項を規定するか、あるいは退職金規程を作成して、退職金の支払いの有無を明確化すべきである。</p>
2 2	(財) 香川県生活 衛生営業指導セン ター	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 後継者の育成 現在の経営指導員は高齢化しており、今後とも事業を継続するのであれば、経営指導員の後継者の育成が必要である。</p> <p>2. 監事の選任 監事のうち1名は、税理士等の会計専門家が望ましい。</p> <p>3. 会費のあり方 財政的な自立性を向上させるためには、組合員割会費を増額する等の見直しにより、自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>4. 生活衛生同業組合加入のメリットの向上 香川県生活衛生営業指導センターの設立目的を果たしていくためには、生活衛生同業組合加入のメリットを今以上に高め、同組合への加入率向上と、同組合活動の活性化を図る必要がある。</p>

23	(財)香川県食鳥衛生検査センター	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 監事のあり方 監事には会計の専門家をいれることを推奨するという県の方針も考慮し、会計専門家を監事として依頼したほうがよいのではないか。</p> <p>2. 検査員の確保 検査員の高齢化も進んでいるので、今後の検査事業の継続が心配されるところである。 獣医師会への一部委託等の検討もしておく必要がある。</p> <p>3. 香川県からの補助金 事業費及び管理費の不足分を補う形で県からの補助金を受けているが、1羽当たりの検査手数料を設定し検査羽数に応じた収入計算をするのが合理的である。</p> <p>4. 決算書における注記表 現行決算書上、注記表が作成されていない。必要な注記項目については作成することが必要である。</p>
24	(財)高松観光コンベンション・ビューロー	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 県の外郭団体としての位置づけ 出資比率、人的側面、事業補助の比率、財団管理への関与などにおいて、高松市が主体的に関与している状況である。香川県の出資比率は4分の1以上ではあるが、管理の主体が高松市であることを考慮すると、県が主体として管理する外郭団体からは除外しても差し支えないものとする。</p>
25	(財)香川県下水道公社	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見</p> <p>1. 県からの派遣職員への対応と自主財源の確保 派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、自主財源の確保対策が必要である。</p> <p>2. 退職給付引当金 現在では、自己都合による期末要支給額の40%（旧税法基準）で引当金を計上し、同額の退職給付引当資産を有して</p>

		<p>いる。現時点での退職金支給対象者の平均年齢は40才台であり、離職率も低く、全員の自己都合での退職は可能性が少ないため、100%引当が無くても対応できるものと考えられる。しかしながら、離職率が低いことは将来的には定年退職による退職金支給の負担が増えるということであるため、長期的視点で計画的に退職給付引当金と同引当資産の積み増しを行っていくのが望ましい。</p>
26	(財)香川県暴力追放運動推進センター	<p>1) 指摘 特になし</p> <p>2) 意見 特になし</p>